

事業主殿

主催：(公社) 神奈川県労働安全衛生協会横浜西支部

支部長 杉本 圭一郎

共催：(公社) 神奈川県労働安全衛生協会藤沢支部

支部長 森 淳美

臨時開催

『熱中症予防管理者研修』のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は支部活動に格別なご支援、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重症化して死亡に至る事例も後をたたない状況にあり、熱中症に関する労働安全衛生規則の改正が予定されています。

「職場における熱中症予防基本対策要綱(令和3年4月20日付け基発)0420第3号)」

において、労働者を高温多湿作業場所で作業に従事させる場合は、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が適切に実施されるよう、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行うことが定められています。

この機会に是非受講をご検討下さい。「熱中症予防管理者」修了証を交付します。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金) 13時30分～17時40分
2. 会 場 建設業労働災害防止協会 神奈川支部 横浜西分会 6階「会議室」
横浜市戸塚区品濃町541-3 オセアンビル 6階 TEL045-824-1917
3. 定 員 24名
4. 申込締切 2025年6月20日(金)
5. 申込方法 (公社) 神奈川県労働安全衛生協会横浜西支部あて、支部ホームページNET、FAX又はメールでお申込ください。メールアドレス：yokonishi1@roaneikyo.or.jp
6. 受講料 会員 7,590円(税込、テキスト代含む) 非会員 10,890円(税込)
【振込先】三井住友銀行戸塚支店(普通預金口座3240617)
ジャ かがワウムアンペンエイキョウカイ ヨコハマニシブ
(公社) 神奈川県労働安全衛生協会 横浜西支部 宛
* 開催確定(事業場に受講票通知)後にお振込願います。
* 手数料は貴社負担でお願い致します。
* 振込控えをもって領収証に代えさせていただきます。
7. 内 容
 - (1) 熱中症対策
 - (2) 熱中症の症状
 - (3) 熱中症の予防方法
 - (4) 緊急時の救急措置
 - (5) 熱中症の事例

8. そ の 他
 - ① FAX申込み事業場には、受領印を捺印後にFAXにて返信致しますので必ず確認願います。受講票は後日改めて発行致します。
 - ② 締切日以後の申込み、入金については、事務局へ問い合わせ願います。
 - ③ 少人数の参加の場合は中止することがあります。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜西支部宛

〒244-0817 戸塚区吉田町631 元町清水ビル203号

(TEL 045-864-5354 FAX 045-864-5022)

(メールアドレス: yokonisi@roaneikyo.or.jp)

締め切り 6/20(金)

『熱中症予防管理者研修』

(2025年6月27日(金)開催)

事業場名		所属		申込 責任者	
住 所	〒				
会員番号		TEL		FAX	
受 講 者	氏 名 (フリガナ)		生年月日(西暦)		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
支 払 金 額	受講料(会員)	7,590円(税込) ×	名 =		円
支 払 金 額	受講料(非会員)	10,890円(税込) ×	名 =		円
振込予定日	月 日	請求書必要な場合右 欄に○印	請求書要	送付方法選択	①郵便 アドレス() ②PDFメール

* 1. 締め切り後、当日欠席された場合は準備をした都合上、受講料を頂きますのでご承知おき下さい。

* 2. ご記入いただいた個人情報につきましては当協会が責任を持って管理し、他に使用いたしません。

※ FAX送信時は表紙を付けずにそのまま送信願います。

【講習会場のご案内】

会場名: 建設業労働災害防止協会神奈川支部

横浜西分会 6階「会議室」

所在地: 横浜市戸塚区品濃町541-3

オセアンビル 6階 TEL 045-824-1917

交通手段: JR横須賀線 東戸塚駅下車徒歩5分

東口徒歩3分

申込責任者様へ: FAX返信

本件、申し込みありがとうございました。
しましたので返信します。

受領印



労働安全衛生法等の改正について

労働安全衛生法等の一部改正する法律案

○個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

(略)

○職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

労働者数50人未満の事業場についてストレスチェックの実施を義務とする。(施行は3年後以内)

○化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 一定の有害性の低い物質に限り代替化学名等の通知を認める。なお代替を認める対象は成分名に限る。
- ③ 個人ばく露測定を作業環境測定の一つとし、作業環境測定士等による適切な実施を図る。

○機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

(略)

○高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が指針を公表する。

労働施策総合推進法等の一部を改正する法律案

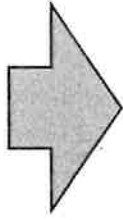
○治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

事業主に職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課し、指針の根拠規定を整備する。

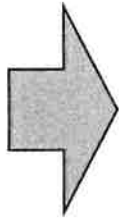
今後の熱中症対策について（案）

基本的な考え方

見つける



判断する



対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付ける。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見するための、連絡報告体制（連絡先や担当者）を事業場ごとに定め、関係労働者に周知する。

※職場巡視やバイバイ制の採用、ウェアラブルデバイス等により効率的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置を通過で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速、的確な判断が可能となるよう、以下の事項を定めて関係労働者に周知する。

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置

- ・ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、「WBG28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業を対象に罰則付きで義務化する。
- ・ 上記作業に該当しない場合であっても、作業強度や着衣状況等により熱中症のリスクが高まる場合は上記に準じた対応を推奨する。
- ・ 同一作業場において、労働者以外の作業に従事する者についても上記対応を講じる。